

奈良県土地改良事業補助金交付要綱

昭和 55 年 8 月 12 日
最終改正 令和 6 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 知事は、担い手への農地集積・農地集約化の加速や農業経営の合理化、農業生産力向上及び農業構造の改善を図るため、土地改良事業を行う者に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(責務)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者は、この要綱の規定及び補助金の交付の目的に従い、誠実に事業等を行うよう努めなければならない。

(補助の対象となる事業、採択基準及び補助率)

第 3 条 補助の対象となる土地改良事業は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業及びその関連事業等(他の規程等に定めるものを除く。)とし、採択基準及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(事業の受益地)

第 4 条 補助の対象となる土地改良事業は、その主たる受益地を農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に定める農用地区域とするものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助の相手方)

第 5 条 知事は、次に掲げる者が行う土地改良事業に要する経費について補助を行うものとする。

- (1) 土地改良区又は土地改良区連合
- (2) 市町村
- (3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (4) 農地保有合理化法人
- (5) 土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 72 条に規定する共同施行者
- (6) 農地中間管理機構（ただし別表の I - 1 (7) の事業に限る。）
- (7) その他知事が適当と認める者

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、土地改良事業補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下「補助申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 経費の配分及び事業計画の概要（第 2 号様式。別表の事業名欄の I - 4 (2) の計画及び III - 3 の計画にあっては、第 2 号 - 1 様式とし、別表の事業名欄の V - 1 (2) の事業にあっては、第 2 号 - 2 様式とし IV - 6 の事業にあっては、第 2 号 - 3 様式。）

(2) 収支予算書（第 3 号様式）

(3) 実施計画書

(4) 事業施行に関して許可、認可及び同意又は承認を要するものがある場合においては、その許可、認可及び同意又は承認のあったことを証するに足る書類その他知事が必要と認める書類

(5) 位置図（別表の I - 1 及び I - 3 の事業に限る。）

(6) 地区一覧(別表の I - 4 の(1)の 2 の事業に限る。) (第 3 号 - 1 様式)

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の指令等)

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助申請書類を受理した場合において審査の上適当と認めた場合は、補助金の交付を決定しその申請者に対し、補助を指令するものとする。

2 規則第 7 条第 1 項の規定により補助金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、補助の指令の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

3 事業の着手は、原則として、県からの補助の指令を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、補助の指令の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(第 20 号様式)をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、交付決定前着手届を提出できる事業は、国の要綱等で交付決定前着手が定められている事業に限るもの(対象事業は別添事業)とし、国において受理された場合のみ着手を認めるものとする。

(事業着手の届出)

第 8 条 削除

(指示及び検査)

第 9 条 知事は、補助の指令を受けた者に対し、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることができる。

(事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助の指令を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第 5 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業変更の承認)

第 11 条 補助の指令を受けた者は、補助申請書の記載事項について次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ土地改良事業変更承認申請書(第 6 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の変更

(2) 工種(別表の事業名の欄の I - 2 の事業にあつては、「事業種類」をいう。以下同じ。)別の事業量の 30 パーセントを超える増減

(3) 工種(別表の事業名の欄の V の事業にあつては、「費目」をいう。)の新設、変更又は廃止

(4) 別表の採択基準欄に記載されている関連事業の規定等に定めるもの

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、補助を指令した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、別表の事業名の欄のV-1(2)の事業にあっては、次の(1)(2)に掲げる書類に代えて、中心(高度)経営体集積促進事業概算払請求書(第17号様式)を提出するものとする。

- (1) 補助金概算払請求書(第16号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けた者は、概算払を受けた日の属する会計年度の末日までに、次に掲げる書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。ただし、第14条における事業完了の届出をした場合は、この限りではない。

- (1) 出来高届(第7号様式)
- (2) 出来高額内訳書(第7号-1様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、前項の検査の結果適当と認め、当該年度の補助金の額を確定したときは、当該年度の補助金について精算するものとする。

5 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(状況報告)

第13条 補助の指令を受けた者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日において、遂行状況報告書(第19号様式)を作成し知事に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

第14条 補助の指令を受けた者は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の末日までに事業完了届(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果(第2号様式。別表の事業名欄のI-4(2)の計画及びIII-3の計画にあっては、第2号-1様式とし、別表の事業名欄のV-1(2)の事業にあっては、第2号-2様式。)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 用地買収明細書(第10号様式)
- (4) 補償明細書(第11号様式)
- (5) 財産管理台帳(第15号様式)
- (6) 竣功検査報告の写し
- (7) 削除
- (8) 位置図
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、前項の事業完了届を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書に規定する場合に該当し、補助金の交付の申請をした者は、第1項の事業完了届を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(完了検査)

第15条 知事は、前条の規定により事業完了届を受理したときは、当該事業についての完了検査を行い、補助の指令の内容及び条件に適合していないときは、これに適合させるよう指

示することができる。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の規定による検査の結果適当と認め、額を確定したときは、補助の指令を受けた者から提出された補助金交付請求書（第 13 号様式）により補助金を交付するものとする。この場合において、第 12 条第 1 項の規定により概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(書類の保存)

第 17 条 補助の指令を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了後 5 年間これを保存しなければならない。

(財産の処分、管理等)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第 20 条に規定する知事の承認とは、土地改良事業等財産処分承認申請書（様式第 18 号）を知事に提出し承認を受けるものとする。

3 規則第 20 条に規定する知事が別に定める期間とは農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定められている処分の制限を受ける期間に相当する期間とする。

4 規則第 20 条第 2 号及び 3 号により知事が定める財産は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

5 補助の交付を受けた者は、事業の受益地の全部又は一部が当該事業につき土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）、また当該公告を行わない事業にあつては、当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に行われる受益地の転用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 38 年法律第 179 号）及び、「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」（昭和 44 年 44 農地 A 第 826 号）により、要綱別表の事業種類欄「区画整理事業」又は「ほ場整備事業」「農地造成事業」「農用地開発事業」「農用地開発事業」については、同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合、事業種類欄「農業用排水施設整備」及び、事業名「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」のうち「工事の実施に関する業務」に係るについては、同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地の内 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合、知事が特に認めた場合を除き、転用面積の割合に応じて算出した金額を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、平成 10 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年10月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 2 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

奈良県基盤整備促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 3 月 23 日制定）

3 2 に掲げる通知によって令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により 取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

2 1に掲げる通知による改正前の要綱に基づいて補助金の交付を申請している地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別添事業)

補助金交付決定前着手の取扱いについて

○補助金交付決定前着手については、公益上真にやむを得ない理由により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届を提出する。提出の際には「土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について」（近畿農政局 令和2年4月1日付け事務連絡）を参考にすること。

○対象事業名（ただし、別紙「交付決定前着手が公益にやむを得ないと認められる場合に該当する事例」に掲載された事業で可能とする。）

- ・農業競争力強化基盤整備事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・水利施設等保全高度化事業
- ・農村地域防災減災事業
- ・中山間地域農業農村総合整備事業
- ・水利施設管理強化事業
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・棚田地域振興緊急対策事業

別表

事業名	採 択 基 準	補 助 率
<p>(I-水と農地いきいき推進事業)</p> <p>I-1 基盤整備促進事業</p>	<p>農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)第2の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)及び農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知)第2の5、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)及び農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産事務次官依命通知)及び農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知)、中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域所得向上支援対策実施要領(平成28年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、市町村等が実施するもの</p>	<p>(1) 工事費の100分の55以内</p> <p>(2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項に規定する指定棚田地域及び急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。)</p>
<p>(1) 土地基盤整備事業</p>	<p>以下のいずれかの基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p> <p>1 表I-1(1)の事業種類欄の①の農業用排水施設整備事業、②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画整理事業のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手(農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。以下この別表において同じ。)への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること</p> <p>2 表I-1(1)の事業種類欄の①の農業用排水施設整備事業、②の農業用道路事業、③の暗渠排水事業、④の客土事業、⑤の区画整理事業、⑥の農地造成事業及び⑧の農用地保全事業のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄</p>	<p>(以下「中山間地域等」という。)において行われるものにあつては、(1)の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率						
	<p>地等（農村振興局長が別に定める農地をいう。以下本事業において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること</p> <p>3 表I-1(1)の事業種類欄の②の農業用道路事業、⑤の区画整理事業、⑥の農地造成事業、⑦の交換分合事業、⑧の農用地保全事業にあつては、上記1及び2までによるほか、⑥の農地造成事業及び⑧の農用地保全事業にあつては1により行う事業、⑦の交換分合事業にあつては1又は2により行う事業と併せ行うこと</p> <p>表I-1(1)</p> <table border="1" data-bbox="344 909 1056 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 909 507 954">事業種類</th> <th data-bbox="507 909 1056 954">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 954 507 1536">①農業用排水施設整備事業</td> <td data-bbox="507 954 1056 1536"> ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業を言う。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1536 507 2002">②農業用道路事業</td> <td data-bbox="507 1536 1056 2002"> ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設改良等 イ 農道網当の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道（総合的園地再編整備計画の整備 </td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	①農業用排水施設整備事業	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業を言う。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）	②農業用道路事業	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設改良等 イ 農道網当の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道（総合的園地再編整備計画の整備	<p>(3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず工事費の100分の65以内</p>
事業種類	事業内容							
①農業用排水施設整備事業	ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 基幹水利施設補修工事（土地改良事業（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業を言う。以下この別表において同じ。）により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な施設機能の維持及び安全性の確保のための補強工事又は排砂対策工事）							
②農業用道路事業	ア 農道、農道橋、軌道等運搬施設の新設改良等 イ 農道網当の整備（樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地若しくは田畑輪換を行う水田地帯において行うものに限る。） ウ 樹園地を主体とした園内作業道（総合的園地再編整備計画の整備							

事業名	採 択 基 準	補 助 率										
	<p>表 I - 1 (1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 349 488 396">事業種類</th> <th data-bbox="488 349 1034 396">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 396 488 779">③暗渠排水事業</td> <td data-bbox="488 396 1034 779"> <p>完全暗きよの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあつては、補助暗きよを含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 779 488 913">④客土事業</td> <td data-bbox="488 779 1034 913"> <p>客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 913 488 1115">⑤区画整理事業</td> <td data-bbox="488 913 1034 1115"> <p>農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1115 488 1971">⑥農地造成事業</td> <td data-bbox="488 1115 1034 1971"> <p>農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良。ただし、受益面積がおおむね 5ha 以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）第 4 の 2 の規定に準じて作成する計画をいう。以下この表 I - 1 (1) において「造成計画」という。）が定められていること。</p> <p>また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和 61 年 8 月 19 日付け 61 構改 C 第 707 号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することが出来るものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	③暗渠排水事業	<p>完全暗きよの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあつては、補助暗きよを含む。）</p>	④客土事業	<p>客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工</p>	⑤区画整理事業	<p>農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</p>	⑥農地造成事業	<p>農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良。ただし、受益面積がおおむね 5ha 以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）第 4 の 2 の規定に準じて作成する計画をいう。以下この表 I - 1 (1) において「造成計画」という。）が定められていること。</p> <p>また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和 61 年 8 月 19 日付け 61 構改 C 第 707 号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することが出来るものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。</p>	
事業種類	事業内容											
③暗渠排水事業	<p>完全暗きよの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成 15 年 7 月 4 日付け 15 総合第 1604 号農林水産事務次官依命通知）第 I 部の第 5 に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。）に基づくものにあつては、補助暗きよを含む。）</p>											
④客土事業	<p>客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工</p>											
⑤区画整理事業	<p>農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</p>											
⑥農地造成事業	<p>農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良。ただし、受益面積がおおむね 5ha 以上であるものについては、農地造成に係る計画（農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け 45 農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）第 4 の 2 の規定に準じて作成する計画をいう。以下この表 I - 1 (1) において「造成計画」という。）が定められていること。</p> <p>また、農林業地域等総合開発整備実施計画樹立要綱（昭和 61 年 8 月 19 日付け 61 構改 C 第 707 号農林水産事務次官依命通知）に基づき都道府県知事が樹立する農林地一体開発整備パイロット事業実施計画に位置付けられたものは、同実施計画に基づく事業として実施することが出来るものとする。この場合、同実施計画を造成計画として取り扱うものとする。</p>											

事業名	採 択 基 準	補 助 率
	<p>⑦交換分合事業 農用地等の交換分合</p> <p>⑧農用地保全事業 ア 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護工、土留工、承水路等の整備 イ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等の土壌改良</p>	

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(2)生活環境施設等整備事業	<p>以下のいずれかの基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p> <p>1 表I-1(2)の事業種類欄の⑩の農業集落道事業、⑪の営農飲雑用水施設事業及び⑫の防災安全施設事業にあつては、(1)土地基盤の整備の1又は2に掲げる事業と併せ行うこと</p> <p>2 表I-1(2)の事業種類欄の⑨の土地改良施設保全事業のうち農村振興局長が別に定めるものについては受益面積がおおむね5ha以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。 ア (1)土地基盤の整備の1により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる場合 イ (1)土地基盤の整備の2により行う事業と併せ行うものであつて、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積がおおむね5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上(ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては3%以上)となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合</p> <p>3 表I-1(2)の事業種類欄の⑬の小規模農林地等保全整備事業にあつては、(1)土地基盤の整備の2に掲げる事業と併せ行うこと</p>	<p>(1) 工事費の100分の55以内</p> <p>(2) 中山間地域等において行われるものにあつては、(1)の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内</p> <p>(3) 過疎地域において行うものにあつては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、工事費の100分の65以内</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
	<p>4 表 I - 1 (2) の事業種類欄の⑨の土地改良施設保全事業のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が 1 k m 以上であること</p>	

事業名	採 択 基 準	補 助 率						
	<p>表 I - 1 (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 333 507 383">事業種類</th> <th data-bbox="509 333 1056 383">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 385 507 1668"> ⑨土地改良 施設保全事業 </td> <td data-bbox="509 385 1056 1668"> <p>(1)農道保全対策 農道保全対策事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1877 号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備</p> <p>(2)安全施設整備 農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備</p> <p>(3)農村のみち整備 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1671 507 2002"> ⑩農業集落道事業 </td> <td data-bbox="509 1671 1056 2002"> <p>農業集落周辺における表 I - 1 (1)の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	⑨土地改良 施設保全事業	<p>(1)農道保全対策 農道保全対策事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1877 号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備</p> <p>(2)安全施設整備 農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備</p> <p>(3)農村のみち整備 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</p>	⑩農業集落道事業	<p>農業集落周辺における表 I - 1 (1)の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備</p>	
事業種類	事業内容							
⑨土地改良 施設保全事業	<p>(1)農道保全対策 農道保全対策事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1877 号農林水産省農村振興局長通知）に基づく農道保全対策に定める内容に準じるものとし、同要領に定める農道保全対策事業計画及び緊急対策事業計画に基づいて行う整備</p> <p>(2)安全施設整備 農業用排水施設等（用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設）の安全施設として、フェンス、ふた、スクリーン等の整備</p> <p>(3)農村のみち整備 地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備とし、次のとおりとする。 ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備 イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等（農業集落道等）の整備・再生 ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備 エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</p>							
⑩農業集落道事業	<p>農業集落周辺における表 I - 1 (1)の事業メニュー欄の②農業用道路を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の整備</p>							

事業名	採 択 基 準	補 助 率								
	<p>表 I - 1 (2)</p> <table border="1" data-bbox="344 333 1054 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 333 507 383">事業種類</th> <th data-bbox="507 333 1054 383">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 383 507 577">①営農飲雑用水施設事業</td> <td data-bbox="507 383 1054 577">営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 577 507 772">②防災安全施設事業</td> <td data-bbox="507 577 1054 772">農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 772 507 909">③小規模農林地等保全整備事業</td> <td data-bbox="507 772 1054 909">障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地</td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事 業 内 容	①営農飲雑用水施設事業	営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの	②防災安全施設事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備	③小規模農林地等保全整備事業	障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地	
事業種類	事 業 内 容									
①営農飲雑用水施設事業	営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの									
②防災安全施設事業	農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備									
③小規模農林地等保全整備事業	障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の撤去又は跡地の整地									

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(3)地形図作成事業	<p>受益面積がおおむね5ヘクタール以上であり、かつ、実施後3年以内に経営体育成基盤整備事業又は基盤整備促進事業のうち区画整理事業に着手の見込みが確実である地区。地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化</p>	<p>(1) 工事費の100分の55以内</p> <p>(2) 中山間地域等において行われるものにあつては、(1)の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率												
(4)農用地等集 団化事業	<p>以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p> <p>(1) 受益面積がおおむね5ヘクタール以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業もしくは交換分合の着手の見込みが確実であること</p> <p>(2) 受益面積がおおむね5ヘクタール以上であり、かつ、農用地の集団化が見込まれること</p> <p>表 I - 1 (4)</p> <table border="1" data-bbox="357 622 1043 1487"> <thead> <tr> <th data-bbox="357 622 552 667">事業種類</th> <th data-bbox="552 622 1043 667">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 667 552 770">⑭換地計画事業</td> <td data-bbox="552 667 1043 770">土地改良事業地区の換地計画策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 770 552 1008">⑮集落整備地域換地設計事業</td> <td data-bbox="552 770 1043 1008">集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第7条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1008 552 1151">⑯経営体育成促進換地等調整事業</td> <td data-bbox="552 1008 1043 1151">土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1151 552 1249">⑰交換分合事業</td> <td data-bbox="552 1151 1043 1249">農地集団化推進計画又は交換分合推進モデル計画の策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1249 552 1487">⑱交換分合附帯農道等整備事業</td> <td data-bbox="552 1249 1043 1487">交換分合事業と一体の計画の下に、農道、農業用排水施設、客土、暗きょ排水及びほ場均平の各事業のいずれかを行うもの又は2以上を併せて行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	⑭換地計画事業	土地改良事業地区の換地計画策定	⑮集落整備地域換地設計事業	集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第7条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成	⑯経営体育成促進換地等調整事業	土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成等	⑰交換分合事業	農地集団化推進計画又は交換分合推進モデル計画の策定	⑱交換分合附帯農道等整備事業	交換分合事業と一体の計画の下に、農道、農業用排水施設、客土、暗きょ排水及びほ場均平の各事業のいずれかを行うもの又は2以上を併せて行うもの	<p>(1) 工事費の100分の55以内</p> <p>(2) 中山間地域等において行われるものにあつては、(1)の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内</p> <p>100分の50以内</p>
事業種類	事業内容													
⑭換地計画事業	土地改良事業地区の換地計画策定													
⑮集落整備地域換地設計事業	集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第7条に規定する集落農業振興地域整備計画に基づいて行われる土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成													
⑯経営体育成促進換地等調整事業	土地改良事業予定地区の換地計画樹立のための基準作成等													
⑰交換分合事業	農地集団化推進計画又は交換分合推進モデル計画の策定													
⑱交換分合附帯農道等整備事業	交換分合事業と一体の計画の下に、農道、農業用排水施設、客土、暗きょ排水及びほ場均平の各事業のいずれかを行うもの又は2以上を併せて行うもの													

事業名	採 択 基 準	補 助 率																									
(5) 創意工夫発揮事業	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱第4に規定する活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、I-1(1)土地基盤の整備、(2)生活環境施設等の整備、(3)地形図作成及び(4)農用地等集団化と一体となってその効果を増大させるために実施する内容であり、総事業費の20%以内を限度とする。</p>	<p>(1) 工事費の100分の55以内 (2) 中山間地域等において行われるものにあつては、(1)の規定にかかわらず、工事費の100分の60以内</p>																									
(6) 基盤整備促進事業	<p>以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p> <p>(1) 1地区あたりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区あたりの受益者数が農業者2者以上 (3) 1地区あたりの受益面積が5ヘクタール以上</p> <p>表I-(6)</p> <table border="1" data-bbox="352 1003 1050 2016"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業種類</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">定率助成</td> <td>(1) 農業用排水施設</td> <td>農業用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更</td> </tr> <tr> <td>(2) 暗渠排水</td> <td>暗渠の新設又は変更</td> </tr> <tr> <td>(3) 土層改良</td> <td>客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良</td> </tr> <tr> <td>(4) 区画整理</td> <td>農用地の区画形質の変更</td> </tr> <tr> <td>(5) 農作業道</td> <td>農作業道の変更</td> </tr> <tr> <td>(6) 農用地保全</td> <td>(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</td> </tr> <tr> <td>(7) 調査・調整</td> <td>権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動</td> </tr> <tr> <td>(8) 指導</td> <td>事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等</td> </tr> <tr> <td>(9) 点検診断</td> <td>農道の点検診断及び保全計画の策定</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴</td> <td>畦畔除去、均平作業等による区画拡大</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業種類	事業内容	定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更	(5) 農作業道	農作業道の変更	(6) 農用地保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等	(9) 点検診断	農道の点検診断及び保全計画の策定	定額	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	<p>(1) 表I-(6)の定率助成においては、工事費の100分の55以内 ただし、中山間地域等においては工事費の100分の60以内</p> <p>(2) 表I-(6)の定額助成においては、関係要領に規定される助成単価 ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の2分の1相当</p>
区分	事業種類	事業内容																									
定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（防除用水等を含む）施設の新設、廃止又は変更																									
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更																									
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良																									
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更																									
	(5) 農作業道	農作業道の変更																									
	(6) 農用地保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業																									
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査、調整活動																									
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実績の把握、外括監査等																									
	(9) 点検診断	農道の点検診断及び保全計画の策定																									
定額	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴	畦畔除去、均平作業等による区画拡大																									

助 成	わなないもの)	
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 末端畑地かんがい施設（樹園地）	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(9) 客土	深土深 15cm以下の農用地を対象に、層厚 10cm以上の客土
	(10) 除礫	30mm以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm以上の除礫

事業名	採 択 基 準	補 助 率																																							
(7)農地耕作条件改善事業	<p>以下の基準を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p> <p>(1) 1地区あたりの事業費の合計が200万円以上</p> <p>(2) 1地区あたりの受益者数が農業者2者以上</p> <p>(3) 実施区域は、農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号)に定める区域内とする</p> <p>表I-(7)</p>	<p>(1) 表I-(7)の定率助成においては、工事費の100分の55以内</p> <p>ただし、中山間地域等においては工事費の100分の60以内</p> <p>(2) 表I-(7)の定額助成においては、関係要領に規定される助成単価</p> <p>ただし、農業者施行の活用等を含む事業費の2分の1相当</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 573 432 618">区分</th> <th data-bbox="435 573 667 618">事業種類</th> <th data-bbox="670 573 1050 618">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 622 432 768">定率助成</td> <td data-bbox="435 622 667 768">(1)農業用排水施設</td> <td data-bbox="670 622 1050 768">農業用排水(防除用水等を含む)施設の新設、廃止又は変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 772 667 817">(2)暗渠排水</td> <td data-bbox="670 772 1050 817">暗渠排水の新設又は変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 822 667 911">(3)土層改良</td> <td data-bbox="670 822 1050 911">客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 916 667 960">(4)区画整理</td> <td data-bbox="670 916 1050 960">農用地の区画形質の変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 965 667 1055">(5)農作業道等</td> <td data-bbox="670 965 1050 1055">農作業道・進入路等の新設、変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1059 667 1104">(6)農地造成</td> <td data-bbox="670 1059 1050 1104">農用地の造成</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1108 667 1198">(7)農用地保全</td> <td data-bbox="670 1108 1050 1198">(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1202 667 1440">(8)営農環境整備支援</td> <td data-bbox="670 1202 1050 1440">用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1444 667 1534">(9)管理省力化支援</td> <td data-bbox="670 1444 1050 1534">水管理労力省力化、維持管理労力省力化</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1538 667 1628">(10)品質向上支援</td> <td data-bbox="670 1538 1050 1628">導入作物に応じた支援、情報化施行の活用</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1632 667 1870">(11)条件改善促進支援</td> <td data-bbox="670 1632 1050 1870">土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="435 1874 667 2016">(12)高収益作物導入支援</td> <td data-bbox="670 1874 1050 2016">実証展示は場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事業種類	事業内容	定率助成	(1)農業用排水施設	農業用排水(防除用水等を含む)施設の新設、廃止又は変更		(2)暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更		(3)土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良		(4)区画整理	農用地の区画形質の変更		(5)農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更		(6)農地造成	農用地の造成		(7)農用地保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業		(8)営農環境整備支援	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備		(9)管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化		(10)品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化施行の活用		(11)条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修		(12)高収益作物導入支援	実証展示は場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な
	区分		事業種類	事業内容																																					
	定率助成		(1)農業用排水施設	農業用排水(防除用水等を含む)施設の新設、廃止又は変更																																					
			(2)暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更																																					
			(3)土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良																																					
			(4)区画整理	農用地の区画形質の変更																																					
			(5)農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更																																					
			(6)農地造成	農用地の造成																																					
			(7)農用地保全	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業																																					
			(8)営農環境整備支援	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備																																					
			(9)管理省力化支援	水管理労力省力化、維持管理労力省力化																																					
	(10)品質向上支援	導入作物に応じた支援、情報化施行の活用																																							
	(11)条件改善促進支援	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修																																							
	(12)高収益作物導入支援	実証展示は場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な																																							

		生産環境の維持及び条件整備
	(13) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施行実態の把握
定 額 助 成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	畦畔除去、均配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設（樹園地以外）	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 末端畑地かんがい施設（樹園地）	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(9) 客土	深土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土
	(10) 除礫	30mm 以上の石礫を 5%以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫
	(11) 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	(12) 条件改善推進費	権利関係（水利関係）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進

	的省力化技術導入
(13) 高収益作物転換推進費	高収益作物転換プラン作成、営農定着支援

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(8) 中山間地域所得向上支援事業	中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）にある地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備を行うもの	（1）事業費の 100 分の 55 以内 ただし、中山間地域等において行うものにあつては、事業費の 100 分の 60 以内
(9) 農業集落排水事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）にある農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方針等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定	（1）機能診断は 1 処理区あたり 200 万円以内 （2）構想計画策定は 1 構想あたり次の式により算出された額 交付限度額＝ 処理区数×100 万円＋200 万円 ただし、当該額が 800 万円を超えるときにあつては 800 万円

事業名	採 択 基 準	補 助 率
<p>I-2 農業基盤総合整備支援事業</p> <p>(1) 集落基盤再編事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通達）第2の1の(2)の①のアの(シ)に掲げる農村集落基盤再編・整備事業に基づき、下記の事業種類及び内容を市町村が実施する事業であり、次に該当するもの</p> <p>1 次の要件を満たす区域であること</p> <p>(1) 農村振興基本計画が策定されている区域であること</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること</p> <p>2 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤整備の整備を総合的に行うものであること</p>	<p>(1) 工事費の100分の55以内</p>

事業名	採 択 基 準		補 助 率
	種類及び内容		
	事業区分	事業種類	事業内容
	1. 農業生産基盤整備事業	(1) ほ場整備事業 (2) 農業用排水施設整備事業 (3) 農道整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農用地の改良又は保全事業	農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関係がある他の工事を一体的に行う整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の造成（農用地間の地目変換を含む）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更 (1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備
	2. 集落基盤整備事業	(1) 農業集落道整備事業	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備、並びに、主として土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備

事業名	採 択 基 準			補 助 率
	事業区分	事業の種類	事業内容	
		(2) 営農飲 雑用水施 設整備事 業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培 (かんがいを除く。)、農産物の 洗浄等を主体とする営農飲雑用 水施設の整備	
		(3) 農業集 落排水施 設整備事 業	農業用排水の水質保全、機能 維持を図るために行う雨水・汚水 を排除する施設及びこれと連絡 する排水路並びにこれらに附帯 する処理施設等の整備	
		(4) 農業施 設等用地 整備事業	ほ場整備等により創出された 非農用地の整備及び農業施設用 地に供するものの整備	
		(5) 集落防 災安全施 設整備事 業	集落の防災安全のために必要 な農業用排水路、農道等の農業 施設と関連する施設の整備	
		(6) 自然環 境・生態 系保全施 設整備事 業	土地改良施設等の農業施設が 有すべき自然環境、生態系保全機 能の増進を図るための施設の整 備及びその周辺環境の美化を図 るための修景施設	
		(7) 地域資源 利活用施設 整備事業	農村地域における地域資源を 利活用(処理及び再利用を含む。) して農業生産の補完等を行うた めの施設	

事業名	採 択 基 準			補 助 率
	事業区分	事業の種類	事業内容	
		(8)施設補強整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設のうち、安全性の確保のために必要な補強	
		(9)地域農業活動拠点施設整備事業	農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備	
		(10)集落農園整備事業	<p>ほ場整備その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>③ ①又は②に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備</p>	
		(11)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理やこれに関連する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備	

事業名	採 択 基 準		補 助 率												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 333 480 416">事業区分</th> <th data-bbox="480 333 646 416">事業の種類</th> <th data-bbox="646 333 1054 416">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 416 480 674"></td> <td data-bbox="480 416 646 674">(12)施設環境整備事業</td> <td data-bbox="646 416 1054 674">農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 674 480 1010"></td> <td data-bbox="480 674 646 1010">(13)歴史的 土地改良施設保全整備事業</td> <td data-bbox="646 674 1054 1010">歴史的 土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1010 480 1227"></td> <td data-bbox="480 1010 646 1227">(14)集落土地 地基盤整備事業</td> <td data-bbox="646 1010 1054 1227">ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業の種類	事 業 内 容		(12)施設環境整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修		(13)歴史的 土地改良施設保全整備事業	歴史的 土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備		(14)集落土地 地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備事業	
事業区分	事業の種類	事 業 内 容													
	(12)施設環境整備事業	農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修													
	(13)歴史的 土地改良施設保全整備事業	歴史的 土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備													
	(14)集落土地 地基盤整備事業	ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備事業													

事業名	採 択 基 準	補 助 率
<p>(2) 中山間地域 総合整備事業</p>	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 2 1 農振第 2453 号農林水産事務次官通達）第 2 の 1 の(2)の①の アの(シ)に掲げる農村集落基盤再編・整備事業に基づき、下記 の事業種類及び内容を市町村が実施する事業であり、次に該当 するもの</p> <p>1 事業種類及び内容の事業区分の 1. 農業生産基盤整備事業と 2. 農村生活環境基盤整備事業を一体的に行うものであり、1. 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄(1)から(8)まで に 掲げる事業のうち 2 以上の事業を行うものでありその事業の 受益面積の合計が、おおむね 20 ヘクタール以上であること</p> <p>2 農業の生産条件及び生活環境の整備の水準を堪案し、事 業の種類が特定の事業のみ偏重することなく適切に組み合 わされており、これらの事業を総合的に実施することが適 当と認められること</p> <p>3 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込 まれること</p> <p>4 事業の実施について地元関係者等の意欲が高いこと</p> <p>5 この事業でいう対象地域とは自然的、経済的、社会的条件 に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であって、一体的な つながりを有する複数の集落からなり、知事が定める要件を 満たす地域を対象としていることであり、かつ、五法指定地 域に該当する市町村又はこれに準ずる地域であって、知事が 特に必要と認める市町村</p>	<p>(1) 工事費の100分の 65 以 内 ただし、平成 16 年度以前 に採択されたものは、100 分の 70 以内</p> <p>(2) 明日香村における歴史的 風土の保存及び生活環境の整 備等に関する特別措置 法（以 下「明日香村特別措 置法」と いう。）第5 条第 1 項の特定事 業として行うものにあつては、 (1) の規定にかかわらず、工 事費の100分の 70 以内</p>

事業名	採 択 基 準		補 助 率
	事業種類及び内容		
	事業区分	事業種類	事業内容
	1. 農業生産基盤整備事業	(1) 農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
(2) 農道整備事業		農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更	
(3) ほ場整備事業		農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業	
(4) 農用地開発事業		農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更	
(5) 農地防災事業		農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更	
(6) 客土事業		農用地につき行う客土	
(7) 暗渠排水事業		農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更	

事業名	採 択 基 準			補 助 率
	事業区分	事業種類	事業内容	
		(8)農用地の改良又は保全事業	(1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業	
	2. 農村生活環境基盤整備事業	(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (5) 用地整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備 家畜の飼育、園芸作物等栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災と安全を図るため必要な土留、防護棚、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業近代化施設、公用・公共施設等の用地の整備	

事業名	採 択 基 準		補 助 率												
	事業区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 331 644 432">事業種類</th> <th data-bbox="644 331 1075 432">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 432 644 712">(6)活性化施設整備事業</td> <td data-bbox="644 432 1075 712">農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 712 644 947">(7)集落環境管理施設整備事業</td> <td data-bbox="644 712 1075 947">農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 947 644 1182">(8)交流施設基盤整備事業</td> <td data-bbox="644 947 1075 1182">農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれらに附帯する施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1182 644 1395">(9)情報基盤施設整備事業</td> <td data-bbox="644 1182 1075 1395">土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1395 644 2002">(10)市民農園等整備事業</td> <td data-bbox="644 1395 1075 2002"> <p>ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて次のいずれかの事項を内容とする。</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業種類	事業内容	(6)活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備	(7)集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備	(8)交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれらに附帯する施設の整備	(9)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備	(10)市民農園等整備事業	<p>ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて次のいずれかの事項を内容とする。</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p>	
事業種類	事業内容														
(6)活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより、農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備														
(7)集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備														
(8)交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれらに附帯する施設の整備														
(9)情報基盤施設整備事業	土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備														
(10)市民農園等整備事業	<p>ほ場の整備その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて次のいずれかの事項を内容とする。</p> <p>① 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>② 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p>														

事業名	採 択 基 準		補 助 率									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="344 333 481 432">事業区分</th> <th data-bbox="481 333 646 432">事業種類</th> <th data-bbox="646 333 1054 432">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="344 432 481 1055"></td> <td data-bbox="481 432 646 1055"> (11)生態系 保全施設等 整備事業 (12)交換分 合事業 </td> <td data-bbox="646 432 1054 1055"> ③ ①又は②に附帯する都市 との交流のために必要な施設の 整備 動植物保護施設、動物保育施 設、動物誘導施設、植栽、緩傾斜 護岸等生態系の保全に資する施 設等の整備 農用地等の交換分合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1055 481 1722">3. 特認事 業</td> <td data-bbox="481 1055 646 1722">特認事業</td> <td data-bbox="646 1055 1054 1722">知事が特に必要と認める事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業種類	事 業 内 容		(11)生態系 保全施設等 整備事業 (12)交換分 合事業	③ ①又は②に附帯する都市 との交流のために必要な施設の 整備 動植物保護施設、動物保育施 設、動物誘導施設、植栽、緩傾斜 護岸等生態系の保全に資する施 設等の整備 農用地等の交換分合	3. 特認事 業	特認事業	知事が特に必要と認める事業	
事業区分	事業種類	事 業 内 容										
	(11)生態系 保全施設等 整備事業 (12)交換分 合事業	③ ①又は②に附帯する都市 との交流のために必要な施設の 整備 動植物保護施設、動物保育施 設、動物誘導施設、植栽、緩傾斜 護岸等生態系の保全に資する施 設等の整備 農用地等の交換分合										
3. 特認事 業	特認事業	知事が特に必要と認める事業										

事業名	採 択 基 準	補 助 率
I－3 県単独 基盤整備促進 事業 (1) 農業用排水 水路整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の用排水路の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内 (別に定めるものにあつては、 工事費の100分の50以内)
(2) 頭首工整備 事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の頭首工の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(3) 機械揚水整 備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の固定された機械揚水施設の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(4) 畑地かんが い整備事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の畑地かんがい事業であつて、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(5) 安全施設整 備事業	農業用のため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに付帯する施設への転落防止上必要なフェンス等の安全施設の設置事業であつて、一連の事業費が50万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(6) ほ場整備事 業	農用地につき行う区画整備事業及びこれに付帯して行うかんがい排水事業であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内 (別に定めるものにあつて は、工事費の100分の40 以内)
(7) 暗渠排水事 業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の暗渠排水事業であつて、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(8)客土事業	受益面積がおおむね2ヘクタール以上の客土事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの	工事費の100分の30以内
(9)ため池整備事業	<p>(1) 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のため池整備事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの</p> <p>(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に定める農用地区域外の農地を受益地とするものにあつては、人命に対する直接の被害を防止する為に行われるため池の改修又は補強の事業であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上、一連の事業費が100万円以上のもの</p>	工事費の100分の30以内
(10)農道整備事業	<p>(1) 農道の改良であつて受益面積がおおむね2ヘクタール以上、かつ、全幅員がおおむね2メートル以上であり一連の事業費が100万円以上であるもの</p> <p>(2) 農道橋の改良であつて、永久的構造にそなえた幅員がおおむね2メートル以上のものであり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタールであり一連の事業費が100万円以上であるもの</p> <p>(3) 農業用軌道の設置であつて延長がおおむね100メートル以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であり一連の事業費が50万円以上のもの</p> <p>(4) 下記に掲げる軽微な改良であつて一連の事業費が50万円以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の維持補修 ・安全施設、安全標識及び待避場の設置 ・橋梁塗装等 <p>(5) 橋長15メートル以上の農道橋の点検診断及び保全計画の策定</p>	<p>(1) 工事費の100分の30以内</p> <p>(2) 県過疎地域内等にあつては工事費の100分の50以内</p>
(11)地すべり防止事業	受益面積がおおむね1ヘクタール以上の地すべり防止事業であつて、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が50万円以上のもの	排水設備に要する経費を除いた工事費の100分の30以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
I-4 水と農地いきいき推進事業調査 (1) 調査事業	<p>1 次に掲げる事業の実施に係る調査設計、調査計画事業</p> <p>(1) 事業名の欄の I-1 基盤整備事業のうち(1)土地基盤の整備、I-2 (1)集落基盤整備事業のうち 1. 農業生産 基盤整備事業並びに III-1 農業集落排水事業</p> <p>(2) 非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和 33 年 10 月 8 日 付け 33 農地第 3814 号農林事務次官通達（以下「非補助要綱」という。））に定める事業のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 非補助要綱第 2 の 1 の (2) のイ のほ場整備事業又はかんがい排水事業であって受益面積が 1 団地おおむね 20 ヘクタール以上のもの</p> <p>イ 非補助要綱第 2 の 1 の (2) のイ の暗渠排水事業であって受益面積が 1 団地おおむね 20 ヘクタール以上の完全暗渠のもの</p> <p>ウ 非補助要綱第 2 の 1 の (2) のア の農道事業で、急傾斜地帯において行うものにあつては延長がおおむね 500メートル以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯において行うものにあつては、道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね 1,000メートル以上のもの</p> <p>(3) 事業名欄の II-1 のため池等整備事業</p> <p>2 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官通達）又は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官通達）の実施に関する次の業務</p> <p>(1) 農業水利施設の機能診断調査</p> <p>(2) 農業用水利施設整備計画の作成</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる業務の遂行のため必要な調査研究等</p> <p>(4) 土地改良施設の点検調査</p> <p>(5) 耐震診断及びハザードマップの作成</p> <p>(6) その他事業の推進のために必要な業務</p>	<p>(1) 及び (2) に掲げる事業の調査設計に要する経費の 100分の 55 以内</p> <p>(3) に掲げる事業の調査設計に要する経費の 100分の 100 以内</p> <p>2 に掲げる業務に要する経費の 100分の 100 以内</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(2) 農業基盤総合整備支援事業調査事業	<p>1 農村振興基本計画が策定されている地域及び当該年度内に策定見込みのある地域であって、かつ、次に掲げる事業の実施にかかる調査設計</p> <p>(1) 事業名欄の I-2 農業基盤総合整備支援事業のうち (1) 集落基盤整備事業</p> <p>(2) 事業名欄の I-2 農業基盤総合整備支援事業のうち (2) 中山間地域総合整備事業</p> <p>2 農村振興基本計画に即して、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い策定するもの</p>	事業費の 100 分の 55 以内
(3) 農村総合整備推進事業	<p>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2454 号農林水産省農村振興局長通知）別紙 10-1（農業集落排水事業に係る運用）第 2 の 2 の (3) に基づく機能診断及び最適整備構想の策定</p>	<p>業務に要する経費の 100 分の 100 以内</p> <p>（ただし、機能診断に係る交付額は一処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は一市町村あたり 500 万円をそれぞれ上限とする。）</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
I - 5 農地環境整備計画策定事業	①五法指定地域に該当する市町村又はこれに準ずる地域であつて知事が特に必要と認める市町村 ②野生鳥獣による農作物被害がある地域 ③耕作放棄地が介在する地域	事業費の 100 分の 50 以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(Ⅱ－農地防災事業) Ⅱ－1 ため池等整備事業	<p>(1) 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含み、防災重点農業用ため池に限る。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修であって、その総事業費がおおむね200万円以上のもの</p> <p>(2) ため池のしゅんせつ工事は、ため池の堤体に係る工事と併せて行うものであって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、次のいずれかの要因に該当するもの（代替工事として嵩上げ工事を含む。）</p> <p>(ア) 貯水量がおおむね30万立方メートル以上のものであって、貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの</p> <p>(イ) 貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、かつ、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの</p> <p>イ 池敷内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(3) ため池等の農業用排水施設の保全及び利活用上必要な施設の新設又は改修であって(1)の工事と併せて行うもの（以下「ため池等利活用保全施設整備事業」という。）</p> <p>(4) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るために安全施設の整備を行うもので、その総事業費が200万円以上のもの</p> <p>(5) 防災重点農業用ため池の廃止を行うものであって想定被害額（農外）が500万円以上のもの</p> <p>(6) 災害時等ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な対策やため池の監視・管理に必要な技術習得の研究の開催や管理体制を強化する活動を行うもの</p>	<p>(1) 工事費の100分の60以内</p> <p>ただし、中山間地域等又は農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号）に基づき実施するもので防災工事等基本指針（令和2年9月30日農林水産省告示第1845号）第3の2(1)に該当するため池（以下、「特認ため池」という。）において行われるものにあつては、工事費の100分の65以内</p> <p>(2) 工事費の100分の60以内</p> <p>ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるものにあつては、工事費の100分の65以内</p> <p>(3) ため池等利活用保全施設は100分の60以内</p> <p>(4) 安全施設は100分の55以内</p> <p>ただし、中山間地域等又は特認ため池において行われるものにあつては、工事費の100分の60以内</p> <p>(5) 工事費の100分の100 限度額 堤高5m未満 3千万円/箇所 堤高5m～10m未満 4千万円/箇所 堤高10m以上 6千万円/箇所</p> <p>(6) 定額助成</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
II-2 農業用 河川工作物応 急対策事業	<p>(7) 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）の実施に関する次の業務。 ため池への被害の軽減を図るため、ため池の状況を速やかに把握する監視カメラ等の ICT 機器の管理および水位低下等をする活動を行うもの</p> <p>(1) 国の直轄管理区間及び知事の管理区間の河川で、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている、頭首工、水門、樋門、橋梁等農業用河川工作物及びこれらと一体である護岸、擁壁等の附帯施設を対象とするもの</p> <p>(2) 洪水等による災害の未然防止を図るために、当該農業用河川工作物等を、整備補強、撤去又は撤去に伴う整備をする必要があるもの</p> <p>(3) 総事業費がおおむね800万円以上1億円未満のもの</p>	<p>(7) 事業費の100分の50以内</p> <p>(1) 工事費の100分の82以内 (総事業費5,000万円未満)</p> <p>(2) 工事費の100分の92以内 (総事業費5,000万円以上)</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(Ⅲ－農村整備事業) Ⅲ－１ 農業集落排水事業	農業用排水の水質の保全又は農業用排水施設の機能維持を図るために行う汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築。受益戸数がおおむね20戸以上の施設を原則とし、排水路末端の受益戸数は2戸以上のもの。汚水処理施設は原則として、処理対象施設人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下のもので、汚泥等の還元利用を目的としたものを含む。改築の場合は、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、所定の要件に該当するもの	(1) 工事費の100分の50以内
Ⅲ－２ 水環境整備事業	水環境整備計画に即して作成される水環境整備事業計画に基づき実施されるものであって、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、これら施設の有する水辺空間等を活用した快適な生活環境の整備を行うもので、次の要件のすべてに該当することとする。 ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。 イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 ウ 総事業費が5千万円以上であること。	(1) 工事費の100分の55以内
Ⅲ－３ 水環境整備事業 実施計画事業	水環境整備事業を実施する予定の地区で、整備計画を作成する区域を対象とする。 実施計画は、対象とする区域の自然環境、社会環境、農業水利施設の現況等に関する所要の調査を実施し、その結果に基づいて整備計画を作成することを内容とする。	実施計画に要する経費の100分の55以内
Ⅲ－４ 農村資源エネルギー支援事業	(1) 施設の管理軽減や農村地域の活性化、災害などの緊急時の自主電源への活用等を図るため、農業水利施設等の農村資源を活かした再生可能エネルギーによる発電施設の整備 (2) 農村資源を活用したエネルギー導入の検討に要する経費	(1) の業務に要する経費の100分の50以内 (2) の業務に要する経費の100分の100以内(定額)

事業名	採 択 基 準	補 助 率
	<p>(3) 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日 付 2 農振第 3534 号) 及び基幹水利施設管理事業実施要綱 (平成 8 年 7 月 31 日付 8 構改 A 第 595 号農林水産事務次 官通達) の実施に関する次の業務</p> <p>国営造成施設及び国営付帯県営造成施設を管理する土 地改良区等を対象として農業水利施設の省エネルギー 化を図るもの</p>	<p>(3) の業務に要する経費の 100分の100以内(定額)</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(IV-その他 土地改良事業) IV-1 土地改 良施設修繕保 全事業	(1) 国営土地改良事業又は県営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、揚水機場及び排水機場に係る基幹用排水路を対象とするもの (2) 当該基幹水利施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底のため緊急に整備補修を行う必要があるもの (3) 事業費がおおむね2,500万円以上のもの	(1) 工事費の3分の2以内
IV-2 国営造成施設管理体制整備促進事業	《管理体制整備型》 国営造成施設（大和高原北部地区）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮等に対応した管理体制の整備を図るもの（事業主体は、市町村のみ） (1) 推進事業 協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成を図るもの (2) 支援事業 多面的機能の発揮を対象とした管理の実践に対する支援を行うもの 以上の事業について、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱（昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官依命通知）又は水利施設管理強化事業（令和3年3月29日付け2農振第3534号）による事業を実施するもの	(1) 事業費の100分の50以内

事業名	採 択 基 準	補 助 率
IV-3 地域農業水利施設ストックマネジメント事業	<p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通達）の実施に関する次の業務</p> <p>（1）団体営事業等で造成された農業用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する当該施設の機能診断及び機能保全計画策定に必要な各種業務</p> <p>（2）団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施に関する業務</p> <p>（3）団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施に関する業務</p>	<p>工事費の100分の55以内</p>
IV-4 農業用水路等長寿命化事業	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）又は農業用水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号）の長寿命化対策に資する農業用排水路施設等の整備であって、総事業費200万円以上のもの</p>	<p>工事費の100分の55以内 ただし、中山間地域等においては、工事費の100分の60以内</p>
VI-5 資産評価データ整備事業	<p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）における国で策定した資産評価マニュアル（平成31年2月14日付け30農振第2941号農林水産省農村振興局整備部長通知）等に基づく資産評価に必要なデータの整理および土地改良施設台帳の作成等に関する業務</p>	<p>定額助成 （令和2年度まで）</p>
IV-6 棚田地域振興緊急対策事業	<p>棚田地域振興緊急対策交付金実施要綱（令和2年1月30日付け元農振第2710号）の実施に関する次の業務</p> <p>（1）棚田地域振興法8条に規定する指定棚田地域振興協議会の組織、活動計画の策定</p> <p>（2）活動計画に基づく取組の実施に必要な事業</p>	<p>（1）定額助成 ただし、1地区あたり250万円以内</p> <p>（2）定額（55%相当） 1地区あたり200万円以内 又は10アールあたり5万円の うちいずれか小さい方</p>
IV-7 土地改良施設突発事故復旧事業	<p>土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号）の突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事であって、総事業費200万円以上のもの</p>	<p>工事費の100分の55以内 ただし、中山間地域等においては、工事費（緊急応急工事費を含む）の100分の60以内</p>

事業名	採 択 基 準	補 助 率
(V-土地利用調整事業) V-1 農業経営高度化支援事業、 水利施設等保全高度化事業	<p>農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2065号農林水産事務次官通知)、農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2018号農林水産省農村振興局長通知)、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2308号農林水産事務次官通知)及び農山漁村地域整備交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2309号農林水産省農村振興局長通知)、水利施設保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施される農業経営高度化支援事業及び水利施設等保全高度化事業に関する次の業務</p> <p>(1) 高度土地利用調整事業 調査・調整事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係農家の意向調査活動 ・土地利用調整活動 ・関係機関との調整等高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積に関する調査・調整活動 <p>(2) 中心(高度)経営体集積促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心(高度)経営体への農地の利用集積に向けた促進支援 	<p>(1) 業務に要する経費の100分の75以内</p> <p>(2) 中山間地域等において行うものにあつては(1)の規定にかかわらず、業務に要する経費の100分の77.5以内</p> <p>(3) 事業主体が土地改良区の場合は(1)の規定にかかわらず、業務に要する経費の100分の100以内</p> <p>ただし、事業主体が市町村の場合であつて農地中間管理機構関連農地整備事業により行うものは、業務に要する経費の100分の87.5以内</p>